

「情報公開文書」

医学部 HP 掲載用

受付番号：2018-1-535

課題名：震災ストレスが心身に及ぼす影響に関する包括的調査研究

1. 研究の対象

平成 23 年度～平成 29 年度の「震災ストレスが心身に及ぼす影響に関する包括的調査研究」調査の際に説明を受けた上で問診表記入による調査協力に同意した方々 1200 名

2. 研究期間

2012 年 7 月（倫理委員会承認後）～2021 年 3 月

3. 研究目的

申請者は震災後から継続して七ヶ浜町役場と連携しながら、七ヶ浜町民の震災による心身へのストレスのケアにあたっています。これまでの定期的な問診表による健康調査により、震災後 7 年が経過しても、外傷後ストレス障害やうつ病のハイリスク状態である被災者の方々がいらっしゃることを確認しています。そこで、これまでに同意を得て収集した問診表情報から、長期的な外傷後ストレス障害やうつ病と関連の強い生活習慣や環境、運動習慣や食習慣を明らかにし、災害後の長期的なメンタルヘルス問題を持ちやすいハイリスク群を、震災直後に得られる情報から予測するモデルを作成することで、今後の災害後のメンタルヘルス支援により一層役立てることが目的です。

4. 研究方法

平成 23 年度～平成 29 年度の「震災ストレスが心身に及ぼす影響に関する包括的調査研究」調査で収集された問診表情報をもとに、震災から 7 年後の外傷後ストレス障害症状スコア、うつ病症状スコアと関連の強い項目を解析し、精神疾患症状スコアを予測するモデルを作成します。東北大学が主体となって解析をしますが、高度に数理的な知識を要し、東北大学の計算機での解析が困難な一部について、理化学研究所にデータを提供し、解析を依頼します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：問診票アンケート 等

6. 外部への試料・情報の提供

理化学研究所へのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。個人を特定する情報は別の符号に匿名化する操作を二重に行うことで個人情報流出のリスクを一層軽減させます。この匿名化の対応表は東北大学の研究責任者が保管・管理します。

7. 研究組織

東北大学災害科学国際研究所災害精神医学分野 富田博秋

理化学研究所革新知能統合研究センター 美添一樹、山田誠

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：
仙台市青葉区星陵町 2-1 東北メディカル・メガバンク機構棟 5階
TEL: 022-717-7897
東北大学災害科学国際研究所災害精神医学分野
教授 富田博秋（研究責任者）

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」
※注意事項

- 以下に該当する場合にはお応えできることあります。
<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>
- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできることがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合